

かつらぎ町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

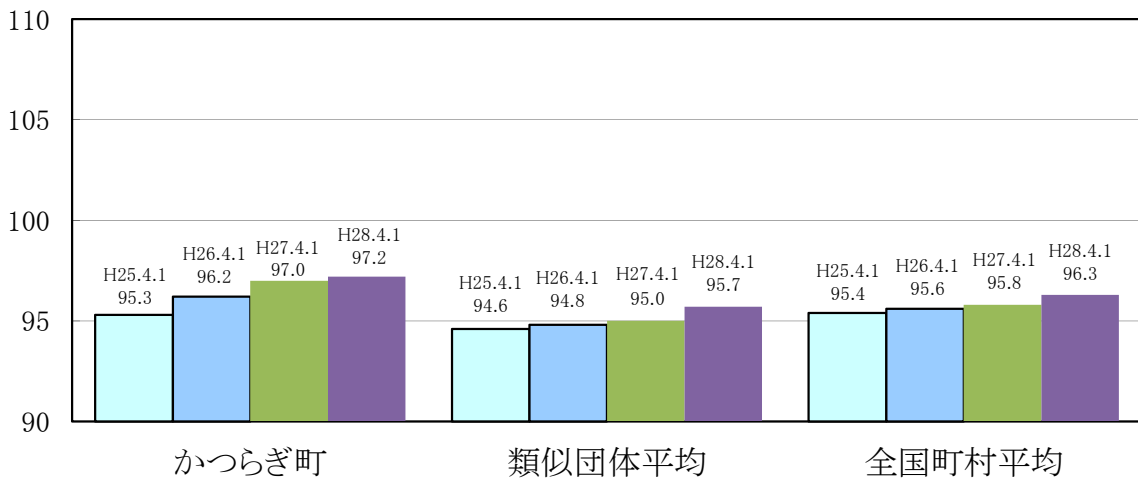
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	17,733	11,548,081	383,756	1,645,744	14.3	16.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)26年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	191	638,785	113,038	246,128	997,951	5,225	5,718

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
			() %			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表見直し

給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については、最大4%程度の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

- ・ 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
かつらぎ町	41.8 歳	312,900 円	371,904 円	337,848 円
和歌山県	43.5 歳	333,359 円	412,524 円	373,411 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	42.2 歳	309,125 円	353,255 円	333,780 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
かつらぎ町	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
和歌山県	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
国	歳	人	円	— 円	円	—	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース(試算値)の比較			C/D
	公務員 (C)	民間 (D)		
	かつらぎ町	—	—	
	円	円	—	
	円	円		

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成24年～平成26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
かつらぎ町	* 歳	* 円	* 円
和歌山県	43.7 歳	362,406 円	408,466 円
類似団体	39.9 歳	284,554 円	316,024 円

※個人情報保護の観点から職員数が1人の項目は*としています。

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		かつらぎ町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	144,600 円	146,700 円	— 円
	中学卒	— 円	134,000 円	— 円
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	166,100 円	204,700 円	— 円
	短大卒	151,700 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(28年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	235,300 円	322,100 円	359,200 円	382,800 円
	高校卒	— 円	282,700 円	327,400 円	352,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	367,000 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円

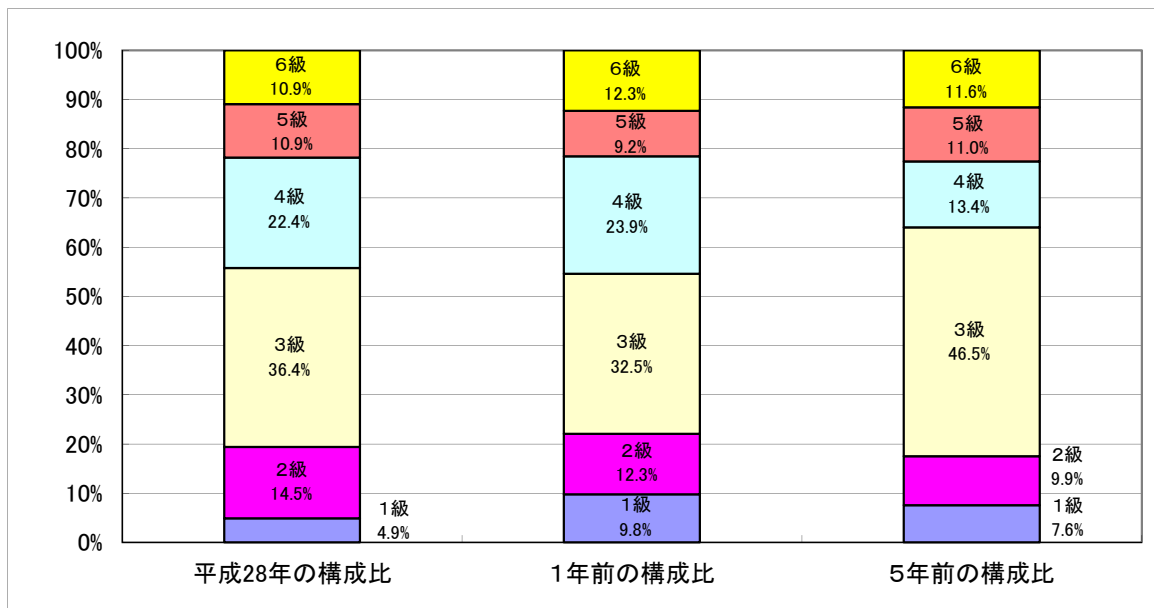
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事・課長・室長・事務局長・教育次長調査員・検査長・指導主事	18 人	10.9 %	317,700 円	409,400 円
5 級	課長補佐・検査員・指導主事・保健師長・専任幼稚園主任	18 人	10.9 %	287,100 円	392,200 円
4 級	係長・統括専門員	37 人	22.4 %	261,100 円	380,200 円
3 級	企画員・理学療法士・保健師・栄養士・幼稚園教諭	60 人	36.4 %	227,900 円	349,200 円
2 級	企画員・理学療法士・保健師・栄養士・幼稚園教諭	24 人	14.5 %	191,700 円	303,400 円
1 級	主事・技師・理学療法士・保健師・栄養士・幼稚園教諭・主事補・技師補	8 人	4.9 %	141,600 円	246,600 円

(注) 1 かつらぎ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	かつらぎ町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

かつらぎ町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,431 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,616 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	かつらぎ町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

かつらぎ町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~45%	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~33,350円)の60月分				
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	19,840 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)			千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)			()	

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(4) 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		645 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		21,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		14.9 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当名	主な支給対象職員	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税事務	町税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	355 千円	月額 2,200円
	財産差押え等の強制処分に従事した者	— 千円	一日 500円
	納期限後の滞納整理のため督促徴収に従事した者	— 千円	一日 200円
清掃事業	処理作業担当者	99 千円	1件 1,000円
有害鳥獣処分作業	処理作業担当者	156 千円	1件 1,000円
伝染病防疫作業	処理作業担当者	— 千円	4時間につき 1,000円
行旅死病人収容作業	処理作業担当者	— 千円	行旅死人1件 2,000円 行旅病人1件 1,000円
救急患者移送	救急患者移送者の運転業務	32 千円	1件 1,500円
		0 千円	1件 2,000円
	救急患者移送者に乗務するため待機する職員	3 千円	一日 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	44,850 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	292 千円
支給実績(26年度決算)	39,642 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	227 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 そのうち1人については配偶者がいない場合 11,000円 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同		23,667 千円	225,395 円
住居手当	借家・借間に住居する職員に支給(支給額) 借家・借間住居職員(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員)最高27,000円	同		5,487 千円	249,395 円
通勤手当	交通機関等の利用者 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること。 月額運賃45,000円を限度に支給。 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(3,400円～24,500円)を毎月支給	異	通勤距離区分が異なる。	14,224 千円	80,361 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(支給額) 課長職 70,000円 調査員 49,000円 課長補佐 40,000円	同		29,940 千円	637,021 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務した場合、1時間あたりの給料額の135%を支給	同		720 千円	21,152 円
宿日直手当	宿直勤務を行った職員に支給(支給額) 一回 4,200円 執務時間の2分の1に相当する勤務は2,100円	同		1,745 千円	12,459 円

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

区分	給料	料	月 額 等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町 長	700,000 円	827,000 円/	556,500 円
	副 町 長	600,000 円	670,000 円/	514,400 円
報酬	議 長	300,000 円	345,000 円/	256,000 円
	副 議 長	250,000 円	262,000 円/	211,600 円
	議 員	230,000 円	241,000 円/	183,300 円
期末手当	町 副 町 長	(27年度支給割合) 2.60 月分		
	議 副 議 員	(27年度支給割合) 2.60 月分		
退職手当	町 副 町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×43.3/100	(1期の手当額) 13,093,920 円	(支給時期) 任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×25.8/100	6,687,360 円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額で、勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

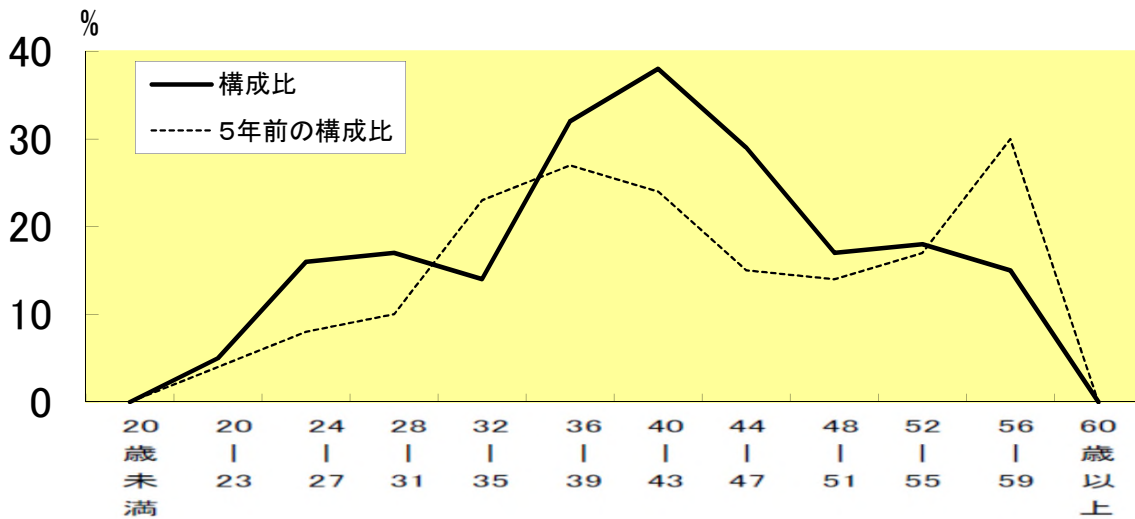
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・退職者不充当 ・事務の充実 ・事務の民間委託
		総 務	48	48	0	
		税 務	16	17	1	
		農林水産	23	23	0	
		商 工	5	7	2	
		土 木	19	19	0	
		民 生	26	16	▲ 10	
	衛 生	21	20	▲ 1		
	小 計	161	153	▲ 8		
	教育部門 (教育長を含む)	31	24	▲ 7	<ul style="list-style-type: none"> ・退職者不充当 ・事務の統廃合・縮小(国体終了など) 	
	小 計	192	177	▲ 15		
公営企業会計部門	病 院	1	1	0	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の充実 ・広域連合へ派遣 	
	水 道	6	7	1		
	下水道	6	6	0		
	その他	10	11	1		
	小 計	23	25	2		
合 計		215 [231]	202 [231]	▲ 13		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

(注) 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)23歳)	24歳)27歳)	28歳)31歳)	32歳)35歳)	36歳)39歳)	40歳)43歳)	44歳)47歳)	48歳)51歳)	52歳)55歳)	56歳)59歳)	60歳以上	計
職員数	0人	5人	16人	17人	14人	32人	38人	29人	17人	18人	15人	0人	201人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		174	166	166	162	160	147	▲ 27 (▲15.5%)
教育		36	34	33	31	32	29	▲ 7 (▲19.4%)
消防		0	0	0	0	0	0	-
普通会計計		210	200	199	193	192	176	▲ 34 (▲16.2%)
公営企業等会計計		28	27	27	25	23	25	▲ 3 (▲10.7%)
総合計		238	227	226	218	215	201	▲ 37 (▲15.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(注) 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
27年度	千円 336,996	千円 79,331	千円 51,728	% 15.3	% 22.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 6	千円 23,428	千円 5,891	千円 6,520	千円 35,839	千円 5,973

(参考)26年度平均 一人当たり給与費
千円 5,562

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
かつらぎ町水道事業	40.2 歳	316,429 円	465,880 円
団 体 平 均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事 業 者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額(27年度)		1人当たり平均支給額(27年度)	
1,513 千円		1,399 千円	
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~10%		役職加算 5%~10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(28年4月1日現在)

水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~33,350円)の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~33,350円)の60月分	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	— 千円	28,066 千円	1人当たり平均支給額	151 千円	21,226 千円

(注) 水道事業にかかる退職手当の1人当たり平均支給額は、23~27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		427 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		47,444 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		4.5 %		
手当の種類(手当数)		4		
手 当 名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に對 する支給単価
料金徴収手当	業務従事者	料金を各戸に徴収する事務	— 千円	1日 200円
緊急連絡待機手当	待機勤務者	事故、障害の処理のため待機勤務した者	367 千円	1時間 200円
補修定期手当	待機勤務者	専ら水道施設の維持管理に従事し、緊急出動のため待機する者	0 千円	1箇月 3,000円
浄水場管理手当	業務従事者	浄水場の電気計設備の操作管理及び記録に従事する者	60 千円	1箇月 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	2,462 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	493 千円
支給実績(26年度決算)	2,063 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	343 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	4. (6) 参照			1,092 千円	273,000 円
住居手当				324 千円	324,000 円
通勤手当				398 千円	99,300 円

かつらぎ町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 18,389	千円 11,409,301	千円 271,186	千円 1,587,929	% 13.9	% 14.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)23年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 200	千円 754,648	千円 113,010	千円 266,811	千円 1,134,469	千円 5,672	千円 5,601

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 特記事項

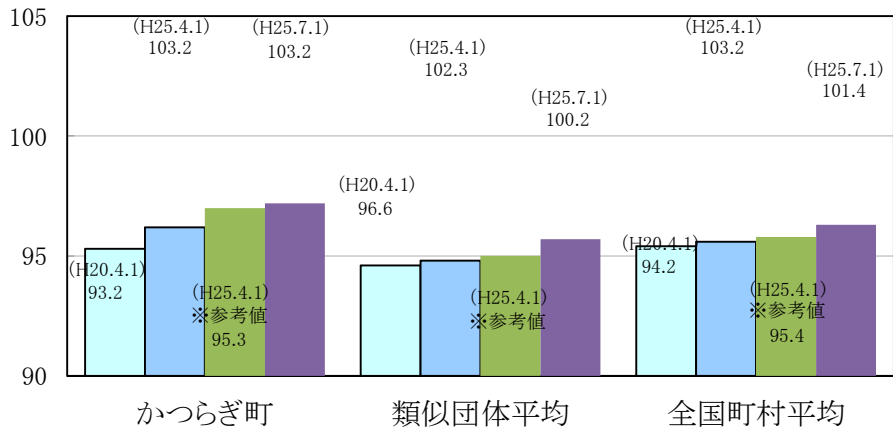
(給与削減の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施せず	過去5年間(平成17年～平成21年)にわたり町独自の給与減額措置を実施しており、これ以上の給与削減は職務に対する士気の低下につながると判断したため。 (平成17年 ▲5%、平成18年 ▲4%、平成19年 ▲3%、平成20年 ▲2%、平成21年 ▲1%)
抑制済または減額措置の内容	

(その他)

1. 平成23年4月から平成23年12月までの期間、特別職の給料を5%減給しています。
 2. 平成24年1月から平成25年3月までの期間、特別職の給料を10%減額しています。

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
年度	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間 支給月数	月
----------------------	---

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
かつらぎ町	42.7 歳	313,900 円	370,618 円	340,704 円
和歌山県	42.5 歳	333,549 円	410,430 円	369,196 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	— 円	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.9 歳	315,355 円	358,466 円	339,887 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
かつらぎ町	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
和歌山県	51.2 歳	234 人	334,826 円	— 円	357,038 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	— 円	309,534 円	—	—	—	—
類似団体	48.4 歳	13 人	281,257 円	302,140 円	293,434 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
	かつらぎ町	—	—
	円	円	—
	円	円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21年～平成23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
かつらぎ町	52.8 歳	365,600 円	404,350 円	371,516 円
和歌山県	45.8 歳	381,067 円	422,240 円	422,240 円
類似団体	42.3 歳	305,889 円	328,411 円	328,411 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区分	かつらぎ町	和歌山県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	141,900 円	— 円
	中学卒	— 円	129,200 円	— 円
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	172,200 円	199,700 円	— 円
	短大卒	152,800 円	— 円	— 円

(注) ()内は、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(25年4月1日現在)

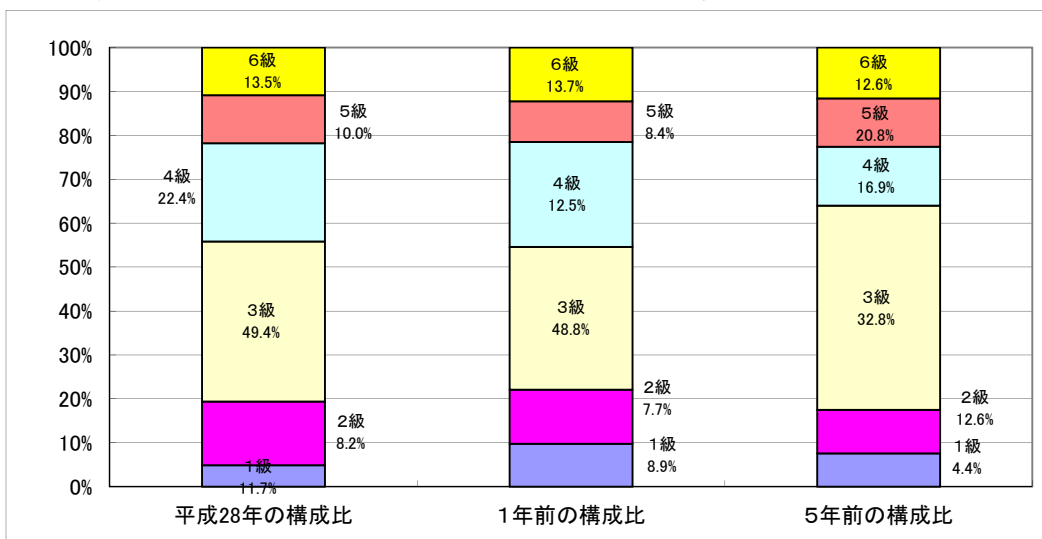
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	227,000 円	312,900 円	331,600 円	375,700 円
	高校卒	— 円	285,900 円	325,500 円	346,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	358,700 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事・課長・室長・事務局長・教育次長・統括隣保館長・調査員・検査長	23 人	13.5 %	326,000 円	422,600 円
5 級	検査員・課長補佐・専任幼稚園主任・保育所長・保健師長	17 人	10.0 %	289,200 円	400,600 円
4 級	統括専門員及びこれに相当する職務	12 人	7.1 %	261,900 円	388,300 円
3 級	係長・企画員・専門員及びこれに相当する職務	84 人	49.4 %	222,900 円	354,700 円
2 級	企画員及びこれに相当する職務	14 人	8.2 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事・技師・主事補・技師補・保育士・幼稚園教諭・保健師	20 人	11.7 %	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 かつらぎ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

(内容の詳細については、かつらぎ町職員人事考課規則を参照)

なお、平成15年10月から、全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しており、管理職については平成19年1月から、管理職以外の職員については平成21年1月から勤務成績に応じた昇給を実施しています。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、能力と業績の両要素を総合的に5段階(S~D)の絶対評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給区分(8~0号給、55歳以上については4~0号給)を決定しています。

平成26年1月1日の昇給の実績は次のとおりです。

(町長部局の一般行政職)

	職員区分	管理職員			一般職員		
		昇給区分	上位(S・A)	標準(B)	下位(C・D)	上位(S・A)	標準(B)
55歳以上	昇給号数	3号給以上	2号給	1号給以下	3号給以上	2号給	1号給以下
	人員分布率	24.0 %	76.0 %	-	1.0 %	9.5 %	0.5 %
55歳未満	昇給号数	6号給以上	3号給	2号給以下	6号給以上	4号給	2号給以下
	人員分布率	-	-	-	19.1 %	65.4 %	4.5 %

※全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者、育休復元措置を受けた者で昇給区分が調整された者を除きます。

※人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

かつらぎ町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,323 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,561 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

全職員に対して勤務成績を勤勉手当には反映せず、一律の支給を行いました。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

かつらぎ町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	45.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~33,350円)の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
1人当たり平均支給額	4,290 千円	26,044 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	707 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	32,141 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	9.8 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当名	主な支給対象職員	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対 する支給単価
町税事務	町税の賦課及び徴収に関する事務 に従事する職員	295 千円	月額 2,200円
	財産差押え等の強制処分に従事した者	— 千円	一日 500円
	納期限後の滞納整理のため督促徴収に 従事した者	— 千円	一日 200円
清掃事業	処理作業担当者	109 千円	1件 1,000円
有害鳥獣処分作業	処理作業担当者	241 千円	1件 1,000円
伝染病防疫作業	処理作業担当者	— 千円	4時間につき 1,000円
行旅死病人収容作業	処理作業担当者	— 千円	行旅死人1件 2,000円 行旅病人1件 1,000円
救急患者移送	救急患者移送者の運転業務	315 千円	1件 1,500円 1件 2,000円
	救急患者移送者に乗務するため待機する 職員	44 千円	一日 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	48,916 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	249 千円
支給実績(24年度決算)	33,428 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	163 千円

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 そのうち1人については配偶者がいない場合 11,000円 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同		25,854 千円	241,626 円
住居手当	借家・借間に住居する職員に支給 (支給額) 借家・借間住居職員(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員)最高27,000円	同		3,854 千円	256,927 円
通勤手当	交通機関等の利用者 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること。 月額運賃45,000円を限度に支給。 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額 (3,400円～24,500円)を毎月支給	異	通勤距離区分が異なる。	13,295 千円	76,852 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 課長職 給料月額×15% 調査員 給料月額×10%	同		17,050 千円	682,014 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務した場合、1時間あたりの給料額の135%を支給	同		395 千円	17,158 円
宿日直手当	宿直勤務を行った職員に支給 (支給額) 一回 4,200円 執務時間の2分の1に相当する勤務は2,100円	同		1,614 千円	12,806 円

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	町 長	630,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 812,000 円 / 556,500 円
	副 町 長	(700,000 円) 540,000 円 (600,000 円)	661,000 円 / 514,400 円
報 酬	議 長	280,000 円	338,000 円 / 243,000 円
	副 議 長	235,000 円	261,000 円 / 209,000 円
	議 員	215,000 円	241,000 円 / 183,300 円
期 末 手 当	町 長	(24年度支給割合)	
	副 町 長	2.60 月分	
退 職 手 当	議 長	(24年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	2.60 月分	
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×43.3/100 給料月額×在職月数×25.8/100	13,093,920 円 任期毎 6,687,360 円 任期毎

(注) 1 平成25年度は特別職の給料を10%減額しています。

給料及び報酬の()の内は、減額措置を行う前の金額です。

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

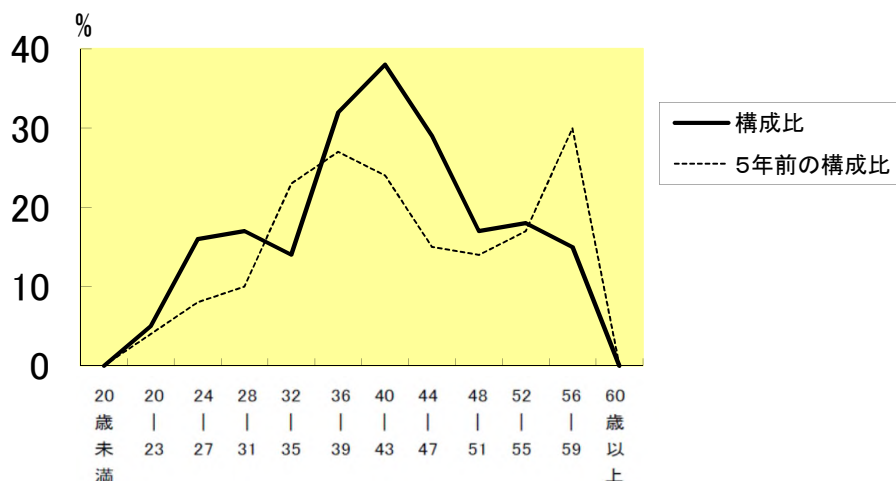
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	48	49	1	
		税務	14	13	▲1	
		農林水産	24	25	1	
		商工	3	4	1	
		土木	19	19	0	
		民生	34	32	▲2	
	衛生	21	21	0		
	小計	166	166	0	<参考>人口1万人当たり職員数 90.27 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.36 人)	
	教育部門 (教育長を含む)	34	33	▲1	退職者不補充など	
小計	200	199	▲1	<参考>人口1万人当たり職員数 108.22 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 108.24 人)		
公営企業会計部門	病院	1	1	0		
	水道	6	6	0		
	下水道	8	8	0		
	その他	12	12	0		
	小計	27	27	0		
合計		227 [324]	226 [324]	▲1	<参考>人口1万人当たり職員数 122.90 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	0	6	12	8	14	31	27	20	12	13	27	0	170

(3) 職員数の推移

部門別	年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		195	184	179	174	166	162	▲33 (▲16.9%)
教育		41	39	38	36	34	36	▲5 (▲12.2%)
消防		0	0	0	0	0	0	-
普通会計		236	223	217	210	200	198	▲38 (▲16.1%)
公営企業等会計		33	30	30	28	27	27	▲6 (▲18.2%)
総合計		269	253	247	238	227	225	▲44 (▲16.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 228,932	千円 90,510	千円 51,392	% 22.4	% 22.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 6	千円 21,294	千円 13,097	千円 7,297	千円 41,688	千円 6,948

(参考)23年度平均 一人当たり給与費
千円 6,278

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
かつらぎ町水道事業	39.0 歳	299,500 円	441,112 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

かつらぎ町水道事業		かつらぎ町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,216 千円		1,323 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~10%		役職加算 5%~10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(25年4月1日現在)

かつらぎ町水道事業			かつらぎ町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~33,350円)の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~33,350円)の60月分	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	— 千円	22,044 千円	1人当たり平均支給額	4,290 千円	26,044 千円

(注) 水道事業にかかる退職手当の1人当たり平均支給額は、20~24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		1,032 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		79,369 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		100.0 %		
手当の種類(手当数)		4		
手 当 名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対 する支給単価
料金徴収手当	業務従事者	料金を各戸に徴収する事務	— 千円	1日 200円
緊急連絡待機手当	待機勤務者	事故、障害の処理のため待機勤務した者	1,032 千円	1時間 200円
補修定期手当	待機勤務者	専ら水道施設の維持管理に従事し、緊急出動のため待機する者	108 千円	1箇月 3,000円
浄水場管理手当	業務従事者	浄水場の電気計設備の操作管理及び記録に従事する者	60 千円	1箇月 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	3,217 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	536 千円
支給実績(23年度決算)	1,470 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	245 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	4. (6)参照			721,500 千円	240,500 円
住居手当				321,000 千円	321,000 円
通勤手当				340,574 千円	68,115 円